

Q 利用するためにはどうしたらいいの？

A 利用を希望される場合は、お近くの社会福祉協議会にお尋ねください。

相談を受け付けると、市町村社会福祉協議会の「専門員」が詳しいお話を伺います。そのうえで、あなたのまちの「生活支援員」が契約の内容に沿ってお手伝いします。

専門員・・・初期相談、支援計画策定、契約締結業務、利用者の状況把握など
生活支援員・・・支援計画に基づく具体的援助など

Q 利用料は必要なの？

A 専門員による相談、ご自宅への訪問などは無料ですが、契約後の生活支援員のお手伝いは、利用料が必要です。

1回1時間まで1,200円

(サービス提供に必要な移動時間についても利用料の対象となります。)

1時間を超える場合は、それ以降**30分までごとに600円**をいただきます。その他、生活支援員の交通費が必要です。

書類等の預かりサービスを利用される際には、貸金庫の利用料が必要な場合があります。

生活保護を受けている方の利用料は、貸金庫の利用料を除いて無料です。

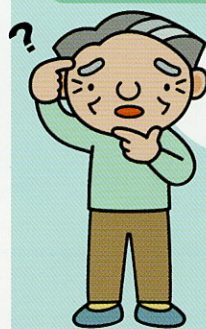
成年後見制度の利用を支援します

日常生活自立支援事業は、ご本人にこのサービスを利用する意思があり、契約の内容がある程度理解できる方と市町村社会福祉協議会が対等な立場で契約することが前提です。

障がいなどにより、ご本人に社会福祉協議会と契約できるだけの判断力がなくなった場合には、この事業以外でご本人にふさわしい援助につないだり、「成年後見制度」の利用を支援します。

成年後見制度とは、精神上的の障がいによって判断能力が十分でない方(認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など)を保護するための制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3タイプがあり、家庭裁判所の審判により決定・開始される「法定後見」と本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」があります。

サービス開始までの流れ



福祉サービスを利用したいのだけどどうすればいいの？

1) 相談

利用者等

お近くの市町村社会福祉協議会(裏面参照)にご相談ください。

2) 訪問調査

専門員がお宅を訪問し、お困りごとなどをお伺いします。

3) 支援計画作成

ご本人の希望を伺いながら専門員が支援計画を作成します。

なお、どのサービスを利用するかについては、一人ひとり異なります。

4) 契約

ご本人と社会福祉協議会で契約をかわします。

5) サービス開始

生活支援員が支援計画にそってサービスを提供します。

援助者

利用料

専門員が対応

無料

生活支援員が対応

有料